

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する 法律施行規則の概要

平成31年3月
総務省

1 改正の趣旨

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律が制定されたことに伴い、特別法人事業譲与税の譲与基準である人口の細目等、必要な事項を定めるもの。

2 主な改正の内容

- (1) 特別法人事業譲与税の各都道府県の譲与基準である人口の細目を定める。
- (2) 特別法人事業譲与税の各都道府県への譲与額の算定に際して用いる基準特別法人事業譲与税見込額の細目を定める。
- (3) 譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置を定める。

3 施行期日

平成31年10月1日から施行し、平成32年度分の特別法人事業譲与税から適用する。